

② 2号機の長期施設管理計画の認可申請に係る審査結果(説明:原子力規制庁)

九州電力が令和7年1月に原子力規制委員会に行った川内原子力発電所2号機の運転開始50年までの長期施設管理計画認可申請(計画期間:令和7年11月28日～令和17年11月27日)については、令和7年9月5日に認可されました。
(申請内容は「原子力だよりかごしまNo.154」の1ページに掲載しています。)

主な審査内容	● 運転期間延長認可(令和5年11月)後の国内外のトラブル情報や技術情報の知見が適切に収集され、それらの知見を踏まえた劣化評価が適切であること。 ● 長期施設管理計画に新たに追加された①製造中止品等に対する管理、②品質マネジメントシステムに基づく劣化管理が適切であること。
審査結果	法律に定める認可の要件に適合していることを確認した。

今後の対応	● 九州電力は、長期施設管理計画により認可された期間において、運転に伴い生じる劣化を考慮しても発電用原子炉の維持に必要な技術上の基準に適合するよう、同計画に基づき劣化管理を実施することが重要である。 ● 原子力規制委員会は、九州電力の劣化管理の実施状況について、九州電力が行う検査や保安活動を監視評価する原子力規制検査等で厳正に確認していく。
-------	--

委員コメント	● 専門委員会で検証してきた運転期間延長に係る科学的・技術的な項目、論点に合致している。 ● 今回の長期施設管理計画については、原子力規制委員会において川内原子力発電所の40年を超える運転の安全性に対し、適切に審査がなされたものと考え。
--------	---

③ 県要請に対する原子力規制委員会及び九州電力の対応状況

県は、川内原子力発電所の運転期間延長に係る専門委員会の検証結果報告を踏まえ、県民やUPZ内の関係9市町の御意見も伺った上で、原子力規制委員会及び九州電力に対し、同発電所の更なる安全性の向上などに関する厳正な対応を令和5年7月に要請しました。専門委員会では現時点での要請に対する対応状況について説明を受けました。

第25回専門委員会(R7.1.16)以降の主な対応状況	
原子力規制委員会	● 非破壊検査に関する安全研究では、最新の超音波探傷試験装置の活用事例について、海外情報を収集し、技術情報検討会で報告した。 ● 発電用原子炉施設の安全性向上評価のあり方について議論を重ね、令和7年5月に安全性向上評価に係る関係規則・ガイドを改正した。
九州電力	● 川内原子力発電所に高経年化担当部長及び経年対策・保全グループを設置し、高経年化に留意したパトロールや設備の点検計画、点検記録の確認等を実施している。 ● 安全性向上評価で抽出された追加措置である「ECCS(非常用炉心冷却設備)再循環切替操作の自動化工事」を令和7年度の定期検査で実施する。

委員会の方針	● 要請項目についてしっかり取り組んでいることを、専門委員会でも確認できた。 ● 取組の継続や将来の知見の拡充などに関する要請項目があるので、継続して取り組んでいただき、その状況について当委員会の中で継続的に確認していく。
--------	--

④ その他(玄海原子力発電所周辺上空における飛行中の機体が発する3つの光の確認について)(説明:九州電力)

玄海原子力発電所周辺上空における飛行中の機体が発する3つの光の確認を受け、国への通報連絡の改善を行い、玄海及び川内原子力発電所において飛行体等の不審な光を確認した際のカメラ撮影の運用を明確にした上で、検知能力のさらなる向上を目的とした監視機材を整備した。

原子力防災対策について

① 原子力災害対策指針の改正(説明:原子力規制庁)

原子力規制委員会は、令和7年3月に取りまとめた原子力災害時の屋内退避の運用に関する報告書を踏まえ、同年10月「原子力災害対策指針」を改正しました。(主な改正内容は以下のとおりです。)

主な改正内容	● 屋内退避中においても、生活を維持する上で最低限必要な範囲で、住民等の一時的な外出や、住民の生活を支える民間事業者等の活動は実施できる。 ● 屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安としてそれ以降日々行う。
--------	--



県の対応 今後、同指針の改正を踏まえ、県の原子力防災計画等への反映を検討してまいります。

② 「川内地域の緊急時対応」の改定(説明:内閣府)

県及び関係市町の地域防災計画や避難計画のほか、国の緊急時における対応を取りまとめた「川内地域の緊急時対応」について、次の点を踏まえた見直しを行います。

- 能登半島地震等を踏まえた複合災害への対応の明確化
- 近年の原子力防災対策の反映
 - ・ 原子力防災アプリを含む「原子力災害時住民避難支援・円滑化システム」の開発導入
 - ・ 県避難退避時検査等実施計画の策定
- その他
 - ・ 原子力災害対策指針の改正内容の反映
 - ・ 九州電力による生活物資の支援の追記 など



③ 令和7年度原子力防災訓練の概要(説明:鹿児島県)

今年度の原子力防災訓練を令和8年2月7日(土)に実施します

新たな取り組みとして、以下の訓練を実施する予定です。

- 避難生活における良好な生活環境の確保に向けた避難所設営訓練として、「キッチンカーの派遣等による炊き出し訓練」や「水循環型シャワー等の設置訓練」
- 保育園等の園児の避難において、保護者への引き渡し完了していない事態を想定して、避難先施設での園児の引き渡しを行う訓練
- 発災直後に県要員が速やかに参集できない事態を想定して段階的に参集する訓練 など